



平成25年7月2日

G-0713

インドにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力について

1. 本2日、我が国政府は、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）を通じて、インドにおける洪水被災者への救援物資の配布等に対する支援のため、20万ドル（約1,640万円）の緊急無償資金協力を実施することを決定しました。
2. ウッタラカンド州等のインド北部では、6月16日から豪雨が続いて洪水被害が発生し、19日にシン・インド首相が被災者に対し100億ルピー（約160億円）の支援を行うことを発表しました。6月26日時点で今回の洪水による死者は822人、避難民は約9万人に達すると報じられています。
3. 我が国は、IFRCからの要請を踏まえ、インドとの間に「戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく友好協力関係があること、日本がインドに対する最大の経済協力供与国であること、また、東日本大震災に際しインドから寛大な支援があったことにも鑑み、被災者に対する人道的支援のため、同国に対し今回の緊急無償資金協力を実施することとしました。我が国は、今回の緊急無償資金協力に加え、ウッタラカンド州の中長期的復興に向けた努力も支援していく考えです。

内容についてのお問い合わせ先

外務省 南部アジア部 南西アジア課 横手課長補佐（内線：2452番）

外務省 国際協力局 緊急・人道支援課 大八木課長補佐（内線：2927番）

TEL: 03-5501-8000